

議案第48号

大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月17日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「利率」の次に「及び保証人」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「半年賦償還」の次に「又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。